

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

## 夏季休業期間及びその前後における生徒指導の充実等について（通知）

夏季休業期間及びその前後の時期は、児童生徒が様々な体験活動を通して自主的な生活態度を体得する絶好の機会となる一方で、予期しない問題行動や事故等が発生する傾向にあります。

については、生徒指導提要の改訂を踏まえ、困難課題対応の生徒指導のみならず、発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導を実現できるよう、貴管下の職員に対し、下記の点に留意して適切な指導を行ってください。

### 記

#### 1 生徒指導の取組について

##### (1) 児童生徒のかけがえない命を守る取組

各教科、道徳科、特別活動及び出校日等を含め、学校の全教育活動において、自他の命の尊さや人間の尊厳性、生きることのすばらしさや喜びを学ばせたり、実感させたりする指導を行うこと。

また、「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和4年7月5日付け鹿教義第1108号、鹿教高第148号）に基づき、児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に推進すること。

##### (2) 問題行動等に関する情報共有、関係機関との連携

各学校におけるいじめ、不登校、暴力行為等の状況及び児童生徒、家庭、地域からの相談や情報等について、全教職員で再度点検を行い、夏季休業中やそれ以降の取組について共通理解を図り、共通実践による指導を行うとともに、家庭や地域並びに関係機関（児童相談所、保健・医療機関及び警察等）と緊密に連携すること。

##### (3) 情報モラル教育の徹底

スマートフォンやパソコン等の利用については、各学校の児童生徒の実態に即した情報モラル教育を徹底すること。特に、近年急増しているインターネットやSNSの使用に伴うトラブルについては、児童生徒自身が被害者及び加害者になることがないように、別添「情報モラル関連資料」掲載の資料等を活用しながら、具体的な事例を通じた効果的な指導を行うこと。

また、別添「保護者の皆様へのお願い」を保護者へ配布するなどして、保護者が児童生徒にスマートフォン等を買与える際には、必ず、フィルタリング設定を行うことや、利用時間・使用方法等についての家庭内ルールを話し合うことなどについて指導、啓発を行うこと。

##### (4) 児童生徒の実態の確実な把握

学校生活や社会生活の制限の緩和等、社会情勢の変化を受けて、様々な不安やストレスを抱える児童生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童生徒の増加が見込まれる。また、夏季休業後は、生活習慣や学習習慣の乱れなどにより、不登校になったり、問題行動等を起こしたりすることも懸念されるため、「かごしま教育ホットライン24」及び「かごしま子供SNS相談・通報窓口」等の相談窓口を適宜周知するとともに、必要に応じた健康相談等の実施やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による心理面及び福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップの下、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。

特に、長期休業中の課題やその提出については、児童生徒一人一人の達成状況等を把握し、不適切な指導・言動等がないよう、個に応じた配慮を行うこと。

さらに、「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）」（平成27年4月6日付け鹿教義第11号）に基づき、児童生徒の把握を確実にすること。

#### (5) 児童生徒・保護者への注意喚起

夏季休業中は、開放的な気持ちや気の緩みなどにより、家出や深夜徘徊、喫煙・飲酒や薬物乱用（危険ドラッグを含む。）、性の問題行動が起りやすく、犯罪に巻き込まれる可能性が高いことから、教職員はもとより、児童生徒や保護者が危機意識をもつよう啓発すること。

#### (6) 教育相談や家庭訪問等の積極的な取組

夏季休業期間は、児童生徒や家庭への関わりが少なくなり、問題行動等（いじめの問題や暴力行為等）の発見が困難になるおそれがあることから、意識的に地域や関係機関との連携を図るとともに、問題を抱えている児童生徒と個別に語り込む絶好の機会と捉え、教育相談や家庭訪問等、夏季休業を生かした取組を積極的に計画すること。

### 2 事故等への対応について

#### (1) 交通事故の防止

これまでに発生した児童生徒の交通事故等の事案を検証し、引き続き、自転車、原動機付き自転車等の乗車中の事故、道路への飛び出しによる事故等が発生しないよう、交通ルールやマナーを守り、交通安全に留意するよう指導すること。また、高校生についても、自転車乗車時のヘルメット着用に努めるよう指導すること。

#### (2) 不審者等への対応

不審者に遭遇したときの適切な対応等について、地域の実情や発達の段階に応じて、児童生徒へ具体的な事例を通じた事故等の防止のための安全指導を徹底すること。

#### (3) 水難事故

水辺では絶対に一人で遊ばないこと、遊泳禁止区域や立ち入り禁止区域に絶対に立ち入らないこと、天候の変化に十分注意すること、大人の監督の下で活動することなどについて、具体的に指導すること。

#### (4) 体験活動中の事故

登山やキャンプに参加する場合は、落雷などの天候状況や現地の気候・地形等の情報を事前に収集するとともに、監督者の指示に従うなど、安全について万全を期すよう指導すること。

#### (5) 台風、地震等災害による事故

台風、地震等による土砂崩れ、河川の氾濫、津波のおそれなど、日頃から気象情報等に留意し、危険が予想される場所には絶対に近寄らないよう指導すること。

#### (6) 体育・スポーツ活動等中の事故

体育・スポーツ活動及び部活動・スポーツ少年団活動の実施に当たっては、児童生徒が休養をとることができるようにし、事故やケガがないよう安全に留意するとともに、熱中症対策等、健康面にも十分配慮すること。

### 3 家庭生活について

#### (1) 家庭生活の充実

学校種及び各学年段階に応じ、「『1日20分読書』運動」をはじめ、「『早寝早起き朝ごはん』運動」、「家庭学習60・90運動」、「第2期マイライフ・マイスポーツ運動」を活用し、家族ぐるみで、規則正しい生活や家庭学習習慣の確立、心身の健康の保持増進に取り組むよう周知すること。

#### (2) 地域活動への参加

子ども会やあいご会、PTA、公民館等によるボランティア活動等の地域行事や、青少年社会教育施設の主催事業等への参加・参画を奨励し、体験活動を通じた豊かな情操や自主性、社会性の涵養を図ること。

#### (3) アルバイトに伴う事故の防止

アルバイトに伴う事故を防止するため、本人及び保護者に対し、校則や労働基準法等の周知など、十分な事前指導を行うとともに、必要に応じて、雇用者と連絡を取り合うこと。

<連絡先>

高校教育課学校教育生徒指導班  
山中（小・中・義務教育学校）、奥田（高等学校）  
TEL：099-286-5532  
E-mail：seitosidou@pref.kagoshima.lg.jp

## 発達段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進

ア 心の発達段階や知識の習得，理解の度合いに応じて，学校教育における体系的な情報モラル教育を実施すること。

イ 各学校においては，情報教育の年間指導計画に情報モラルの項目を設定し，具体的な指導事項や指導内容を位置付けること。

情報モラルの指導（鹿児島県総合教育センター）

<URL>

<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/jyouhoukyou/moral/top.html>



ウ 情報モラルの各教科等での指導に当たっては，従来の授業の中に情報モラルの視点をもった学習活動を取り込むなど工夫すること。

「教育の情報化に関する手引」（追補版）（文部科学省 令和2年6月）

第2章 第4節 学校における情報モラル教育

<URL>[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00117.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html)



「情報化社会の新たな問題を考えるための教材<児童生徒向けの動画教材，教員向けの指導手引き>」（文部科学省）

<URL>[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm)



映像で知る情報セキュリティ～映像コンテンツ一覧～

（IPA独立行政法人情報処理推進機構）

<URL><https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/videos/>



インターネットトラブル事例集

（総務省）

<URL>[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)



STEAMライブラリー GIGAスクール時代のテクノロジーとメディア～デジタル・シティズンシップから考える創造活動と学びの社会化（経済産業省）

<URL> <https://www.steam-library.go.jp/lectures/867>



エ 道徳科における、情報モラルを扱った読み物資料集等の活用をするなど、指導計画を見直すこと。

道徳教育アーカイブ～「特別の教科 道徳」の全面実施～(文部科学省)

<URL><https://doutoku.mext.go.jp/html/basic.html#mextdoc>

「小学校道徳 読み物資料集」(文部科学省)

- (資料名) ・第1・2学年「みんなの ニュース がかり」  
・第3・4学年「少しだけなら」, 「レストランで」  
・第5・6学年「知らない間の出来事」, 「幸せコアラ」

「中学校道徳 読み物資料集」(文部科学省)

- (資料名) 「ネット将棋」, 「言葉の向こうに」



## 家庭及び関係機関との連携をより推進

ア 啓発資料等による児童生徒・保護者への啓発  
指導時期とともに、効果的な啓発資料の活用について検討すること。

Youtube 「スマホ時代のネットトラブル予防教室」

(鹿児島県公式チャンネル 教育委員会 平成26年3月)

<URL><https://www.youtube.com/watch?v=fnv5A18a-hM>






「いじめ対策リーフレット」家庭用

(鹿児島県教育委員会 令和3年4月)

<URL><https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/kyoiku-bunka/school/shidou/netiijime.html>



<p>情報モラル学習サイト ～スマホ・タブレットを上手に活用できるかな？～（文部科学省） 〈URL〉<a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/">https://www.mext.go.jp/moral/#/</a></p>	
<p>保護者向け普及啓発リーフレット （内閣府） 〈URL〉<a href="https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/hogosya.html">https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/hogosya.html</a></p>	
<p>「保護者の皆様へのお願い」【フィルタリング設定啓発資料】 （鹿児島県教育委員会） 〈URL〉<a href="http://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/documents/4965_20220913092357-1.pdf">http://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/documents/4965_20220913092357-1.pdf</a></p>	
<p>「鹿児島県青少年保護育成条例が改正されました」 （鹿児島県男女共同参画局青少年男女共同参画課） 〈URL〉<a href="http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/ikusei/documents/70404_20190328162657-1.pdf">http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/ikusei/documents/70404_20190328162657-1.pdf</a></p>	
<p>「ヘルシーユースかごしま」 （鹿児島県男女共同参画局青少年男女共同参画課） 〈URL〉<a href="http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/kankyo/healthyouth.html">http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/kankyo/healthyouth.html</a></p>	



<p>「ネットを通じた子供の性被害の防止に向けて」（文部科学省） 〈URL〉<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm</a></p>	
<p>普及啓発リーフレット集 （内閣府・警察庁・デジタル庁・文部科学省ほか） 〈URL〉<a href="https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html">https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html</a></p>	
<p>「上手にネットと付き合おう！ 安心・安全なインターネット利用ガイド」（総務省） 〈URL〉<a href="https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/">https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/</a></p>	

## イ 各関係機関と連携した研修会等の活用

<p>インターネット安全教室 （IPAが実施する啓発講座） 〈URL〉<a href="https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/net-anzen.html">https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/net-anzen.html</a></p>	
<p>e-ネットキャラバン （総務省及び文科省が実施する啓発講座） 〈URL〉<a href="https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/">https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/</a></p>	

## その他

### 3 問題のある書き込みや画像の掲載等についての指導, 対応

<p>「インターネットによる人権侵害をなくしましょう」 (法務省) &lt;URL&gt;<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html</a></p>	
<p>「インターネット上の違法・有害情報に関してお困りの方へ」 (総務省) &lt;URL&gt;<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai_02.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai_02.html</a></p>	



# 保護者の皆様へのお願い

鹿児島県教育庁義務教育課・高校教育課

子供のスマートフォンやゲーム機等のインターネット機器には、フィルタリングを必ず設定してください！

インターネット、SNSを介した犯罪被害、トラブルが急増しています。

## 〈実際に起こった事案〉

### ○裸画像送らせ事案

女子生徒が知り合った男性から、SNSで「きれいな写真を送ってほしい」と頼まれ、自撮りの裸の写真を送ったところ、その画像が、同級生のライングループに送られ、画像が拡散してしまった。

### ○家出未成年者が誘拐された事案

保護者とけんかをし、家出をした女子生徒がSNSで知り合った男性宅に泊めてもらったが、当該男性にわいせつな行為を強要された。

### ○オンラインショッピングやフリマアプリでのトラブル事案

男子生徒が、探していた洋服をサイトで見つけ代金を振り込み購入したが、その後、いくら待っても商品は届かなかった。サイトにある連絡先にメールで問い合わせても返信はなく、電話もつながらなかった。

※ SNSに起因する事犯の被害児童のフィルタリング利用状況  
(令和3年中・警察庁資料)  
被害を受けた児童生徒(全国)のうち、  
87.7%がフィルタリングの利用なし

有害サイト

フィルタリングを設定しなければ、子供たちが次のような有害サイトに自由にアクセスできてしまいます。

過度の暴力表現や残酷な表現を含む情報サイト、  
ポルノ画像を含むアダルトサイト、  
出会い系サイト、薬物サイト、自殺サイト、  
その他、フィッシング詐欺やスパイウェアが仕込まれたサイト  
など

## 家庭にお願いする3つの対応

**必ず行ってください！**



### ① そもそも子供にスマホを持たせるか・持たせていて良いかどうか、もう一度考えてください。

- ・小学生、中学生に大人と同じスマホは必要でしょうか。子供たちが大人と同じように危険性を判断できるでしょうか。連絡を取るために必要なのであれば、子供向け端末（いわゆるキッズ携帯）で十分です。
- ・スマホを与えることによる影響は理解されていますか。学習時間、体を動かして遊ぶ時間は減る可能性が高くなります。過度の使用による健康影響も問題となっています。

### ② フィルタリングを設定してください。

**フィルタリングを設定しないまま子供にスマホを持たせることは、「保護者自らが、子供と犯罪とのつながりを作っている」ようなものです。**

- 新規契約の場合は、販売店から、使用者の年齢確認、フィルタリングについて説明がありますので、フィルタリング設定を依頼してください。  
くれぐれも手続きが面倒だと言って、拒否しないでください。

- 既にスマホを使用しているがフィルタリングを設定していない場合は、今すぐ、契約時の代理店にご連絡を。お使いのスマホで設定することも可能です。

以下のアイコンで、フィルタリングの設定ができます。

キャリア	Android			iOS		
	web	無線LAN	アプリ	web	無線LAN	アプリ
  						iOS 機能制限
	あんしんフィルター for (キャリア名、ブランド名) (例：あんしんフィルター for docomo)					

(出典：鹿児島県県民生活局青少年男女共同参画課 青少年環境情報誌「ヘルシーユースかごしま No.29」)

### ③ 家庭内のルールを作ってください。

(例)

- ・スマホの利用時間、利用サイト、料金を決める。
- ・知らない人とのやりとり（メッセージ、写真）はしない。
- ・個人を特定されるような情報・写真（SNSのID等の連絡先、氏名、住所、学校名など）は絶対にアップしない。
- ※インターネット上で広範囲に流れてしまった情報、写真を完全に消去することは不可能です！
- ・困ったときはすぐに保護者、学校等に相談する。

など

→ルールを守れない子供のスマホは取り上げてください。

スマホを使いこなせる子供であるのかを見極め、子供の安全を守ることは家庭の責任です。御相談いただければ、学校も一緒に指導します。